

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年6月30日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都三鷹市新川六丁目 2 0 番 2 号 氏 名 学校法人杏林学園 理事長 松田 剛明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	杏林大学医学部付属病院
事業場の所在地	東京都三鷹市新川六丁目 2 0 番 2 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般病院
②事業の規模	1,137床
③従業員数	3,541人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】感染性廃棄物発生⇒各部署収集（委託）⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（焼却/委託）⇒最終処分（焼却/委託） 【廃油】廃油生⇒⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（焼却/委託）⇒最終処分（建築材料再利用/委託） 【廃酸・廃アルカリ・汚泥】廃酸・廃アルカリ・汚泥発生⇒⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（中和/委託）⇒最終処分（再資源化/委託）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・院内感染性廃棄物管理組織表（別紙1のとおり）
- ・廃棄物に関する緊急連絡網（別紙2のとおり）
- ・杏林大学医学部付属病院医療廃棄物管理規程（別紙3のとおり）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	4.78 t	0.80 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物分別ルールの徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	4.68 t	0.78 t
	(今後実施する予定の取組) 医療に係る感染性廃棄物が多数を占めており、排出抑制が難しい状況ではあるが、再利用可能な廃棄物を適切に分別するために、引き続きマニュアルや分別表による周知を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別種類；医療系廃棄物分別表（別紙4のとおり） 分別に関する取組；新入職員オリエンテーション時の分別方法の教育、ゴミ箱設置場所への分別表掲示、病院職員携帯マニュアルへの分別フロー掲載
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記①現状と同様の取り組みを継続して行う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
排 出 量	898.67 t	0.01 t	0.01 t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
排 出 量	880.69 t	0.01 t	0.01 t	－ t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)－2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	4.78 t	0.80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.78 t	0.80 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	優良認定業者と契約し、適切な処理委託を行っている。		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
全処理委託量	887.20 t	0.01 t	0.01 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	887.20 t	0.01 t	0.01 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面)－3

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)－4

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	－	t	－	t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－	t	－	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	－	t	－	t
優良認定処理業者への処理委託量	－	t	－	t
再生利用業者への処理委託量	－	t	－	t
認定熱回収業者への処理委託量	－	t	－	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－	t	－	t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	4.68 t	0.78 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	4.68 t	0.78 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定業者と連携し、適切な処理委託を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		904.27 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) 引き続き電子マニフェストを利用して、マニフェストの管理等を行う。 今後、新たに委託契約が必要な場合においても、電子マニフェストに対応する委託業者を選定する。		

(第5面) - 2

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
全 処 理 委 託 量	869.45 t	0.01 t	0.01 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	869.45 t	0.01 t	0.01 t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。